

東京都
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

既存住宅における省エネ改修促進事業
家庭における蓄電池導入促進事業

本手引は、上記の助成金交付事業の実施要綱及び交付要綱に基づき、太陽光発電システムに関する助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。

申請者（共同申請者）及び手続代行者におかれましては、同時に申請する事業の実施要綱及び交付要綱並びに本手引について十分ご理解いただいた上で、助成金の申請を行ってください。

本手引に記載のない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

太陽光発電システム

助成金申請の手引き

Ver.1.0（暫定版）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

太陽光発電システム：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_solor



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても、厳正な助成金交付の執行をするとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「太陽光発電システム」の助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 「太陽光発電システム」の助成については、「同時に申請する各事業の実施要綱」（以下「各実施要綱」という。）「同時に申請する各事業の交付要綱」（以下「各交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数をいう。
 - ※ 太陽光発電システム法定耐用年数の期間：17 年
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

更新履歴

バージョン	更新日	更新内容
1.0	令和4年6月22日	初版公開（暫定版）

目次

助成金を申請される皆様へ	- 1 -
1.事業概要	- 1 -
1.1 目的	- 1 -
1.2 事業概要	- 1 -
2.助成内容	- 1 -
2.1 助成対象者	- 1 -
2.2 助成対象事業	- 1 -
2.3 太陽光申請フロー	- 2 -
2.4 助成対象設備	- 4 -
2.5 助成対象経費	- 5 -
2.6 助成金の交付額	- 6 -
2.7 助成事業の注意事項	- 9 -
3.申請の手続き	- 9 -
3.1 申請書類	- 9 -
3.2 申請書類の提出	- 9 -
3.3 申請に必要な書類	- 10 -

1.事業概要

1.1 目的

高断熱窓・ドアへの改修や蓄電池システム等に対して補助を行うとともに、併せて太陽光発電システムを設置する場合に上乗せして補助することにより、省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進します。

1.2 事業概要

太陽光発電システムの助成については、以下の事業で実施しています。どの事業においても対象機器又は対象設備と併せて太陽光発電システムを新規に設置する場合、太陽光発電システムについても助成される内容となっています。太陽光発電システムの助成率等はいずれの事業も同じです。

以下の事業での太陽光発電システムの重複申請はできません。複数の設備・機器と合わせて太陽光発電システムの申請を検討する場合は、太陽光発電システムを申請する事業を1つ決めてください。

	助成事業	助成対象機器・設備	
①	既存住宅における省エネ改修促進事業	高断熱窓ドア	助成金事業を1つ選択 → 太陽光と同時申請
②	家庭における蓄電池導入促進事業	蓄電池システム	

2.助成内容

2.1 助成対象者(各実施要綱、各交付要綱参照)

太陽光発電システムの助成対象者は、同時申請する事業の助成対象者の要件を満たす方が対象となります。各実施要綱及び各交付要綱等をご確認ください。

2.2 助成対象事業(各実施要綱、各交付要綱参照)

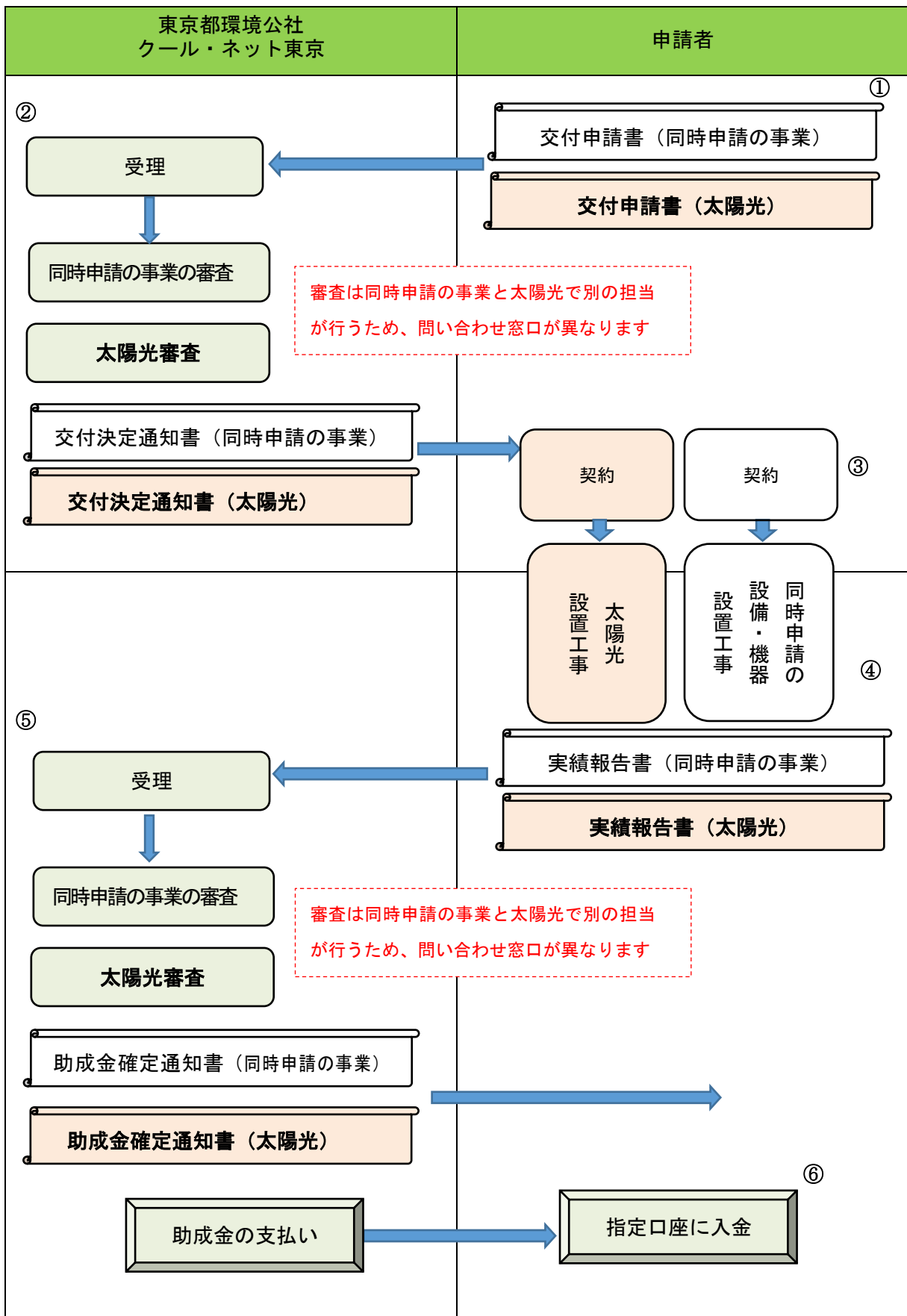
同時申請する事業の助成対象設備・機器と併せて太陽光発電システムを新規に住宅に設置する場合、太陽光発電システムについて上乗せ補助となります。

項目		補助率、上限	
太陽光発電 システム	新築住宅	[3kW 以下の場合]	12万円/kW (上限36万円)
		[3kW を超える場合]	10万円/kW (50kW未満)
		[ただし3kW を超え3.6kW 未満の場合]	一律36万円(※)
	既存住宅	[3kW 以下の場合]	15万円/kW (上限45万円)
		[3kW を超える場合]	12万円/kW (50kW未満)
		[ただし3kW を超え3.75kW 未満の場合]	一律45万円(※)

(※) kW に応じた助成金額が逆転しないよう、一律の助成金額としています。

- * 助成金交付対象の決定(交付決定)の前に契約締結をしているものは補助の対象となりません。ただし、令和4年4月1日から7月31日までに工事完了又は契約締結したのものについては、助成対象となります。
- * 同時申請する助成対象設備が「高断熱窓ドア」の場合は、既存住宅が対象となります。

2.3 太陽光申請フロー <事前申請>



- ① 公社に以下の書類を同時に提出してください。（太陽光のみで提出はできません。）
 - ・ 交付申請書（同時申請の事業）＋その他提出書類
 - ・ 交付申請書（太陽光）＋その他提出書類それぞれの交付申請書とその他の提出書類も併せて提出してください。
- ② 公社で交付申請書（同時申請の事業）と交付申請書（太陽光）をそれぞれの担当が審査し、交付決定通知書（同時申請の事業）と交付決定通知書（太陽光）を送付します。
- ③ 同時申請の設備・機器と太陽光発電システムの（発注、工事、支払）を行ってください。
- ④ 公社に以下の書類を同時に提出してください。（太陽光のみで提出はできません。）
 - ・ 実績報告書（同時申請の事業）＋その他提出書類
 - ・ 実績報告書（太陽光）＋その他提出書類それぞれの実績報告書とその他の提出書類も併せて提出してください。
- ⑤ 公社で実績報告書（同時申請の事業）と実績報告書（太陽光）を審査し、助成金確定通知書（同時申請の事業）と助成金確定通知書（太陽光）を送付します。
- ⑥ 指定口座（同時申請の事業）と指定口座（太陽光）へそれぞれ助成金が入金されます。

2.4 助成対象設備(各実施要綱、各交付要綱参照)

【太陽光発電システム】

本事業における太陽光発電システムとは、太陽光を電気に変換するシステムであって、次に掲げるもので構成されるものをいいます。

- ・太陽電池
- ・パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備）
- ・その他これらに付随する設備

太陽光発電システムは、以下の要件を満たすものとします。

1	未使用品であること。
2	都内の住宅（同時申請の事業の助成対象機器・設備と併せて太陽光発電システムが導入される住宅に限る。）に新規に設置されたもの（※）であること。 （※）居住する住宅の屋根に設置する太陽光を前提に助成対象経費を算出しているため、庭やカーポート等に設置する場合は対象外になります。
3	太陽光発電システムにより供給される電気を、太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分（※）で使用するものであること。 （※）当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。
4	太陽光発電システムを構成するモジュールが次のいずれかの認証を受けていること。 ア 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること <JETPVm 認証製品リスト> https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf イ 国際電気標準会議（I E C）の IEC61215 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）
5	太陽光発電システムの発電出力（kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が 50kW 未満であること。
6	太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。

2.5 助成対象経費(各実施要綱、各交付要綱参照)

- (1) 太陽光発電システムの助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は次の経費（消費税を除く。）であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

	費目	項目
助成対象経費	機器費	太陽光発電システムの購入に必要な経費
	工事費	太陽光発電システムの設置と不可分の工事に必要な経費

- (2) 上記にかかわらず、次の経費は助成対象経費となりません。

ア) 公社が交付決定をした日の前に工事し、又は契約締結したものに係る経費

※公社が交付決定をした日の前に支払いをした場合も、助成対象経費となりません。

※ただし、令和4年4月1日から同年7月31日までに工事し、又は契約締結し、同年8月31日までに各交付要綱の規定により本助成金の交付の申請を行ったものに係る経費を除きます。

イ) 本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

2.6 助成金の交付額

(1) 国及び他の地方公共団体による補助金と併給する場合、太陽光発電システム助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が太陽光発電システムの助成対象経費を超えない範囲において交付します。

(2) 太陽光発電システムの交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とします。

ア 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価）

(ア)	太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW 以下 (3.6kW を含む)の場合	} いずれか 小さい額
a	1 棟当たり 360,000 円	
b	太陽光発電システムの発電出力(※)に 120,000 円を乗じて得た額	

(イ)	太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW を超える 場合
	太陽光発電システムの発電出力(※)に 100,000 円を乗じて得た額

イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価）

(ア)	太陽光発電システムの発電出力が 3.75kW 以下 (3.75kW を含む)の場合	} いずれか 小さい額
a	1 棟当たり 450,000 円	
b	太陽光発電システムの電出力(※)に 150,000 円を乗じて得た額	

(イ)	太陽光発電システムの発電出力が 3.75kW を超える 場合
	太陽光発電システムの発電出力(※)に 120,000 円を乗じて得た額

※太陽光発電システムの発電出力は **50kW 未満**が対象となります。

※太陽光発電システムの発電出力

kW を単位とし、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値となります。

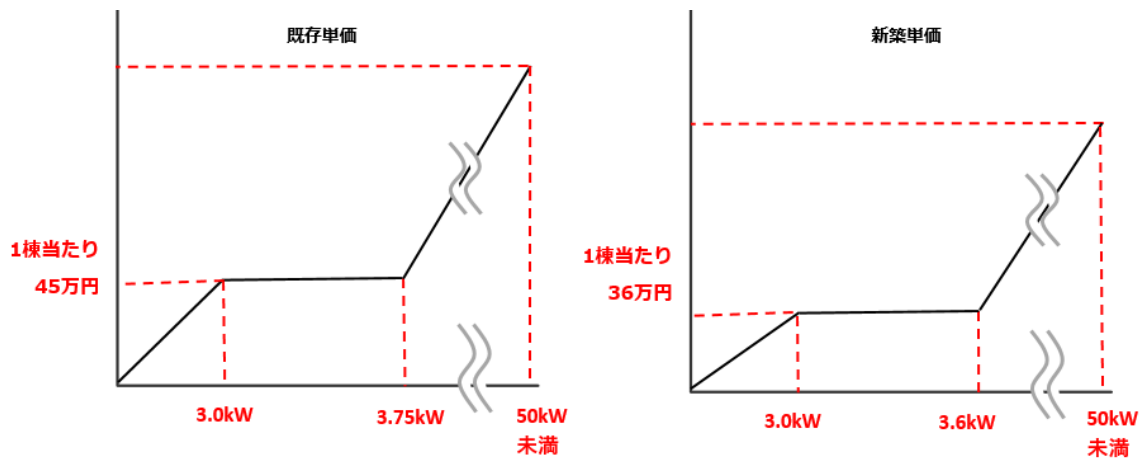
<助成金額の算定例>ア 新築住宅（住宅建築と同時に設置する場合）

●太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW 以下の場合（例：1.23kW の場合）


- ・ (a) 1 棟当たり 360,000 円
- ・ (b) 太陽光発電システムの発電出力 1.23kW × 120,000 円 = 147,600 円
- ・ (a) と(b)のうちいずれか小さい額 → 147,600 円
- ・ 助成金の交付額 147,000 円（千円未満切り捨て）

⚠ 太陽光助成金額の単価の考え方

- ・ 既存単価 3kW と 3.75kW（新築単価 3kW と 3.6kW）で、同じ 45万円(36万円)の助成金額となります。
- ・ 3kW 以下の太陽光については、1kW あたりの足場代等が割高になることから助成率を高くし、3kW を超える分については、助成率が低くなりますが、3.75kW までは 3kW 以下よりも助成金額が低くなります。その逆転を無くすため、3kW から 3.75(3.6)kW までを同額にしています。



(3) 太陽光発電システムの単価設定

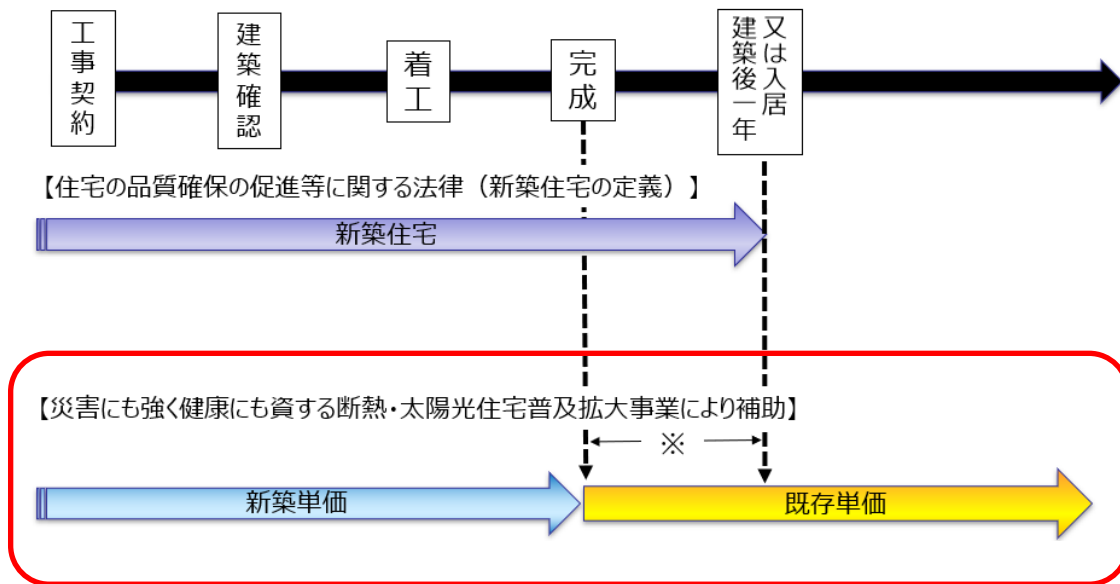
 太陽光発電システムの単価設定（新築単価・既存単価）について

※本事業での新築単価の「新築」とは、法律上の「新築住宅」と異なります。

住宅完成後に太陽光発電を設置する場合、既存住宅と同様に足場などを設置することによる費用増がある為、次の単価が適用されます。

ア 住宅建築と同時（住宅完成前）に太陽光発電を設置する場合→新築単価を適用

イ 住宅建築後（住宅完成後）に太陽光発電を設置する場合→既存単価を適用



※新築単価と既存単価の判断基準について

- ・ 交付申請時に建物登記事項証明書を提出してください。
- ・ 建物登記事項証明書を提出できない場合は、新築単価が適用されます。

※住宅の建替時に太陽光発電システムを設置する場合について

住宅の建替時に住宅建築と同時に太陽光発電システムを設置する場合となる為、新築単価が適用されます。故意に建替前の登記事項証明書を提出し、既存住宅単価を適用させようとし、発覚した場合には、補助金返還の対象となる為、ご注意ください。

2.7 助成事業の注意事項

(1) トライブリッドパワーコンディショナーを設置する場合

太陽光、蓄電池、V2H の3つを制御できるトライブリッドパワーコンディショナーを設置する場合は、当該設備の購入費及び設置工事費を各機器の費用として分離した内訳金額を太陽光発電システムと蓄電池とV2Hのそれぞれの助成対象経費とします。

(2) 手続き代行について

- ・ 申請者は、太陽光発電システムへの申請について、施工会社等に手続きの代行を依頼することができます。
- ・ 同時に申請する事業（高断熱窓ドア・蓄電池・V2H）に係る交付申請と、太陽光発電システムに係る交付申請において、別々の代行者を置くことは差し支えありません。

(3) 他の補助金との併用について

- ・ 国及び他の地方公共団体による補助金と併給する場合、太陽光発電システム助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が太陽光発電システムの助成対象経費を超えない範囲において交付します。
- ・ 対象機器等に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合、基本的には併給できません。ご確認ください。

(4) その他の手続き等

- ・ 太陽光発電システムのその他手続きについては、同時申請の事業の各交付要綱・手引きをご確認ください。

3.申請の手続き

3.1 申請書類

太陽光発電システムの設置計画をまとめた上で、助成事業（発注、工事、支払）を行う前に、次の書類をご準備ください。

＜太陽光発電システム申請書類の様式＞

公社ホームページからダウンロードしてください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_solor

3.2 申請書類の提出

同時申請する事業の申請書と併せて「太陽光発電システムの申請書及び提出書類」を必ず同封してください。

3.3 申請に必要な書類

● 交付申請時に必要な提出書類

○：提出必須 △：該当者のみ提出

	様式	必要書類	提出形態	申請者種別				備考
				個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
				個人	法人	個人	法人	
1	別記 第1-1号 様式	助成金交付申請書 (個人・法人用)	原本	○	○			
2	別記 第2-1号 様式	助成金交付申請書 (共同申請用)	原本			○	○	
3	指定様式	太陽光発電システム 設置概要書	原本	○	○	○	○	
4	-	助成申請者（個人） 本人確認書類	コピー	○		○		※同時申請の事業申請用と太陽光申請用の2部をご提出ください。
5	-	助成申請者（法人） 実在証明書類	コピー		○		○	※同時申請の事業申請用と太陽光申請用の2部をご提出ください。
6	-	設置予定機器の所有者 (リース等の事業者等) 実在証明書類	コピー			○	○	
7	-	建物の登記事項証明書	原本/ コピー	○	○	○	○	※既存住宅として申請する場合に限る。 ※オンラインで取寄せた証明書は不可 ※提出ができない場合、太陽光の助成金額には、新築単価が適用されます。
8	-	太陽光発電システム 見積書	コピー	○	○	○ リース 申込書 リース 見積書	○ リース 申込書 リース 見積書	以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者（販売事業者等）の捺印があること ②対象機器設置場所が申請書の設置場所と一致すること ③「宛先（注文者）」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の金額（機器費、工事費） ⑤モジュール型式 ⑥パワーコンディショナー型式
9	-	助成対象住宅の全景写真	原本	△	△	△	△	※既存住宅として申請する場合に限る。 ※申請時と報告時で同じアングルで撮影すること
10	-	設置に係る決議書 又はこれに代わるもの	コピー	△	△	△	△	※共用部設置の場合に限る。
11	-	その他会社が必要と認める 書類	原本/ コピー	△	△	△	△	

●実績報告時に必要な提出書類

○：提出必須 △：該当者のみ提出

	様式	必要書類	提出形態	申請者種別				備考
				個人・法人		共同申請 (リース事業者)		
				個人	法人	個人	法人	
1	別記 第3-1号 様式	助成金実績報告書 (個人・法人用)	原本	○	○			
2	別記 第4-1号 様式	助成金実績報告書 (共同申請用)	原本			○	○	
3	指定様式	太陽光発電システム 設置概要書	原本	○	○	○	○	
7	-	太陽光発電システムの設置 に係る工事請負契約書	コピー	○	○	○	○	契約締結日が交付決定通知日以降
8	-	太陽光発電システム 領収書	コピー	○	○	○ サービス 申込書 兼 契約書	○ サービス 申込書 兼 契約書	以下の内容が記載されていること。 ・領収日が交付決定通知以降 ・氏名が申請者になっているか ・機器費、工事費
9	-	モジュール保証書	コピー	○	○	○	○	以下の内容が記載されていること。 ・申請者名 ・引き渡し日 ・メーカー名 ・モジュール型式名/発電出力/枚数
10	-	パワーコンディショナー保証書	コピー	○	○	○	○	以下の内容が記載されていること。 ・申請者名 ・引き渡し日 ・メーカー名 ・パワーコンディショナー型式名/発電出力
11	-	出力対比表	コピー	△	△	△	△	※保証書が提出できない、確認できない場合 保証書に枚数等の記載がない場合に提出 以下の内容が記載されていること。 ・申請者名 ・引き渡し日 ・メーカー名 ・モジュール型式名/発電出力
12	-	接続契約のご案内	コピー	○	○	○	○	以下の内容が記載されていること。 ・設置住所 ・太陽光発電システムの最大出力
13	-	助成対象住宅の全景写真	原本	○	○	○	○	※既存住宅として申請する場合に限る。 ※申請時と報告時で同じアングルで撮影すること
14	-	太陽光発電システムの 設置前及び設置後の状況を 示す写真	原本	○	○	○	○	太陽光発電システムの工事前写真と工事後の設置状態（枚数）が確認できる写真
15	-	通帳・口座証明書	コピー	○	○	○	○	
16	-	その他公社が必要と認める 書類	原本/ コピー	△	△	△	△	